

一般競争入札（事後審査型）公告共通事項

1 一般競争入札の参加資格

山梨県における測量・建設コンサルタント等の競争入札参加資格の認定を既に受けている者のうち、この公告で定める入札参加申請の提出期限の日から契約を締結する日までの期間（（５）、（６）及び（８）にあっては、それぞれ当該（（５）、（６）及び（８）に定める期間）に、次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

なお、確認のための資料を求めない参加資格については、入札参加資格の申請を行った者は当該要件を満たすことを誓約したものとみなす。

（１）一般競争入札公告個別事項（以下「個別事項」という。）の「参加資格」に記載した要件を満たす者であること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当せず、かつ、同条第２項の規定による山梨県の入札参加の制限を受けていない者であること。

（３）役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者でないこと。

（４）個別事項に示す業務実績を有する業務責任者１名を配置できる者であること。

なお、入札参加資格確認資料提出時に配置予定業務責任者の提出が必要な場合には、複数の候補技術者を配置予定業務責任者として提出できる。また、入札参加資格確認資料提出時において他の業務と重複の候補技術者を配置予定業務責任者として提出できる。

（５）公告の日の６月前の日から契約を締結する日までの期間に手形及び小切手の不渡りを出した者でないこと。

（６）公告の日の２年前の日から契約を締結する日までの期間に以降に不渡りによる取引停止処分を受けている者でないこと。

（７）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者については、当該手続開始の決定の後に山梨県建設工事等入札参加資格に係る再認定取扱要領により入札参加資格の再認定を受けた者であること。

（８）公告の日から契約を締結する日までの期間に山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

（９）ISO9001の認証取得が必要とされている場合には、登録範囲に対象業務の内容を含んでいること。

認証については、（公財）日本適合性認定協会（以下「JAB」という。）又はJABと相互認証している機関に認定されている審査登録機関の認証でなければならないものであること。

（１０）山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

（１１）電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

2 設計図書等の配布

（１）配布期間 「個別事項」に記載の配付開始日から締切日まで

（２）配布方法

「山梨県公共事業ポータルサイト」の「情報公開サービス」中、「入札公告」からダウンロードすること。

3 入札参加資格申請の受付期間及び申請方法

（１）受付期間

「個別事項」に記載の受付開始日から締切日までの「山梨県の休日を定める条例」（平成元年山梨県条例第６号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで（締切日にあっては、午前９時から午後４時３０分まで）とする。

（２）申請方法 「山梨県電子入札システム」により申請すること。

4 問い合わせ先

（１）入札参加資格確認資料の記載方法等に関する事項

「個別事項」に記載のとおり

(2) 設計書の内容に関する事項

「山梨県公共事業ポータルサイト」の「情報公開サービス」中、「質疑応答」により、「個別事項」に記載の日までに質問すること。質問に対しては、各質問書提出の翌日から起算して2日後から入札書受付開始日の前日まで、その回答を同ページで公表する。

(3) 電子入札システムに関する事項

ヘルプ・デスク 055-223-1669

5 入札参加資格の確認結果通知等

(1) 入札参加資格確認通知は行わない。入札参加資格の確認は、開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち最低の価格で入札した者から順に3番目の者について実施する。

(2) 入札参加資格確認資料を審査した結果、入札参加資格がないと認められた者には、「山梨県公共事業ポータルサイト」の「情報公開サービス」中、「入札結果」にその理由を付して公開する。

6 苦情申立て

(1) 入札参加資格がないと認められた者が、入札参加資格がないと認めた理由について詳細な説明を求める場合
ア 申し立て方法

「個別事項」に記載の日までに、「山梨県公共事業ポータルサイト」の「情報公開サービス」中、「質疑応答」により質問すること。 <https://www.cals.pref.yamanashi.lg.jp/roi/>

イ 回答方法

「個別事項」に記載の日までに、同ページにより回答する。

(2) (1) の場合に係る回答の説明になお不服のある者は、ホームページにおいて回答した日又は書面での回答を受け取った日から県の休日を除く7日以内に書面（「山梨県入札監視委員会設置要綱」別紙様式4）により、知事に対して再苦情の申し立てを行うことができる。この場合において、申し立てを行う者は、当該申し立てを行うことができる期間の日の午前9時から午後5時までに、書面を下記に持参すること。

山梨県 県土整備部 県土整備総務課 契約担当

甲府市丸の内1丁目6番1号 電話055-223-1673

(3) (2) の再苦情の申し立てがあった場合は、知事は、速やかに「入札監視委員会」に審議を依頼するものとする。

(4) 知事は、入札監視委員会の審議の結果を踏まえたうえで、入札監視委員会からの審議の報告を受けた日の翌日から起算して県の休日を除き7日以内に、その結果を申立者に回答する。

7 入札等の日時

(1) 入札期間及び開札予定日時

「個別事項」に記載のとおり

(2) 落札者決定日

「個別事項」に記載のとおり

8 入札手続等

(1) 最低制限価格制度

適用しない

(2) 現場説明会

現場説明会は行わない。

(3) 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のアからオまでのいずれかに該当する者が行った対象業務への入札は、無効とする。

ア この公告に示した入札参加資格の無い者

- イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者
- ウ 入札手続において必要とされた書類に重大な不備があると認められた者
- エ 入札に関する条件に違反した者
- オ 入札参加資格の確認を受けたが、入札時においてこの公告に掲げる参加資格のいずれかの要件を満たさなくなった者

(5) 入札執行回数

対象業務は、予定価格を落札者決定後に公表する案件のため、入札執行回数は2回を限度とする。1回目の入札において落札者がいない場合は、再度の入札を行うこととし、2回目の入札書受付期間は、原則として1回目の開札日の翌日から2日間（県の休日を含まない。）とし、入札書受付締切日の午後12時に2回目の開札を行うものとする。（時間は別途指定する。）

再度の入札を実施する際には、2回目の入札書受付予定日時・開札予定日時・1回目の最低入札金額等が記載された「再入札通知書」が入札書を提出した参加者全員に山梨県電子入札システムにより通知される。

また、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者、最低制限価格を設けた場合において最低制限価格未満の入札をした者は、再度の入札には参加できない。

なお、再度の入札においても落札者がいないときは、再度の入札において有効な入札をした者のうち、最低価格の入札者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

(6) 業務費内訳書の提出

入札に際し、業務費内訳書を提出すること。業務費内訳書は数量、単価及び金額等を明らかにすること。

なお、数量、単価の明示のない項目については明細書又は単価表を添付すること。

(7) 契約の確定

ア 落札決定後の参加資格の喪失

落札者が契約締結までの間にこの公告に掲げた参加資格の一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。

また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

イ 契約書の作成

契約は、契約担当者と受託者の双方が契約書に記名押印したときに確定する。

9 入札保証金

免除する。

10 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、山梨県財務規則第109条の2第3項の規定に該当する者は、契約保証金を免除する。

11 支払条件

(1) 前金払

適用しない。

(2) 実質払い

適用する。中間精算払い：3回、完了払い：1回

12 その他

(1) 入札参加者は、競争契約入札心得(電子入札用)及び仕様書等を熟読し、これを遵守するとともに、山梨県電子入札運用基準に基づき入札すること。

(2) 提出された申請書及び資料は、当方において公表し又は無断で使用することはしない。

(3) 入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者又は入札参加資格を満たさないにもかかわらず申請を行った者については、指名停止措置要領に基づき指名停止を行うことがある。

(4) 談合の禁止及び談合に対する契約解除・違約金規定

- 入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。
- (5) 災害その他の事情により、電子入札システムに障害が生じた場合は、入札日時を延期することがある。
- (6) 消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。